

Business Certificate news

No.: TCCI-0012

Date: 2011年5月9日

取引先等への放射性物質に係る証明について －タイ向け農水産品貨物に関するお知らせ－

今回の原発事故による放射性物質の流出の影響により、日本からの輸入品に対し、放射性物質の汚染状況や生産地についての証明書等を求める国が出ておりますが、タイ向けの農水産品についてこのたび、日本政府より下記の連絡がございましたので、これに対する当所の対応につきご案内申し上げます。

タイ向けの農水産品（食品全般、加工食品を含む）についてはこれまで、12都県*以外からの輸入に際し、日本政府機関が発行した「産地証明」が求められていましたが、バンコク日本人商工会議所等からの要望を受けた日本政府がタイ国当局に働きかけを行った結果、暫定的ではございますが5月3日から、商工会議所が発行した原産地証明書も同産地証明として認められることになりました。（同暫定措置の適用期間は今のところ不明です）

*12都県：福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉

なお、本件について日本政府から別途、「タイ国保健省令で求められている項目のうち、商工会議所発行の原産地証明書だけでは不足する項目について、他の書類で補足する必要があることに注意を要す」との連絡を受けております。具体的にどのような項目が不足するのか、どのような補足書類が必要かについては、個々の輸入に当たってタイ国当局が判断するものとのことですので、これにつきましては取引先等を通じ、タイ国食品医薬品局（FDA）に直接ご確認いただきますようお願いいたします。

「原産地証明書への産地（都道府県名）の記載について」

原産地証明書は貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県等の「産地」までを証明する書類ではありませんが、このたびの事故に伴う各国の輸入規制により、多くの日本企業のビジネス活動に影響が及んでいることに鑑み、東京商工会議所では今回、特例扱いとして、同証明書に貨物の産地を記載することを下記条件のもとで許容いたします。タイ向けの農水産品に係る原産地証明書について取引先等から産地の記載を求められた場合は、下記の要領により根拠資料を添えてご申請ください。

1. 産地を記載する欄 ⇒ 原産地証明書の「6. Remarks 欄」
*「7. Description of goods」欄には記載できません
2. 産地記載の例（府県名のみ）
⇒ Place of Manufacture : Kanagawa （工業品や加工品の場合）
⇒ Catching area : Hokkaido （水産品の場合）
3. 根拠資料 下記（1）、（2）両方をご提出ください。
（1）輸出者発行のコマーシャルインボイス（上記2同様の産地記載のあるもの）
（2）製造証明書、漁獲（養殖）証明書、加工証明書
*いずれも原則、発行者（製造者、漁獲者等）の社印が押印されたもので、当該輸出貨物を製造等したことが明記されているもの。
（コマーシャルインボイスに記載された商品を製造等したことが確認できるもの。コピー可、但し、申請者にて原本の保有が条件）

以上